

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休むるときは、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

町等の区域の変更等
昭和五十四年度地籍調査事業計画の一部変更

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(三件)

林業種苗法による生産事業者の登録

林業種苗法による生産業者登録証の変更

遊漁規則の変更の認可

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

土地区画整理法による換地処分

告 示

鳥取県告示第二百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による青木団地土地区画整理事業(第三工区)の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域(昭和五十四年十一月十六日現在の地番による。)

永江

永江の全域、青木字上宮ノ峯九六三の五から九六三の一
一まで、青木字青木屋敷九六七の一から九六七の五まで、
九七一の一、九七一の二、九八二の一の一部、九八二の二
の一部、九八二の三、九八二の四、九八六、九九一の二、
一〇〇四の二、一〇〇五から一〇〇八まで及びこれらと一
体をなす国有地、青木字蓮田一一〇六から一一一まで、
一一二の一部、一一三の一から一一三の三まで、一
一一四の三、一一五の一の一部、一一五の二及びこれ
らと一体をなす国有地の一部、青木字道ノ下一四九の一
から一四九の五まで及びこれらと一体をなす国有地、青
木字宮ノ峯一一五一の一、一一五一の四から一一五一の六
まで及びこれらと一体をなす国有地、青木字三崎谷ノ式の
全域、青木字天ヶ谷峯の全域、青木字小ガタの全域、青木

青木字上官ノ峯	字落田の全域、諏訪字後谷四七三から四七五まで、四七六の1から四七六の四まで、四七九の1、四七九の2、四八〇から四九五まで及びこれらと一体をなす国有地、諏訪字下ノ野ノ下モの全域並びに福市字青木平二三から二六まで、二七の三、三二、三四、三五、三八の一部、四〇の1の一部、四一及びこれらと一体をなす国有地
青木字青木屋敷	青木字青木屋敷九六五、九六六、九八二の1の一部、九八二の2の一部、九八三の1、九八三の2、九八四及びこれらと一体をなす国有地並びに青木字蓮田の一一二の1部及びこれと一体をなす国有地並びに一一五の2と一体をなす国有地の一部
青木字蓮田	青木字蓮田のうち一〇六から一一一まで、一一二、一一三の1から一一三の三まで、一一四の三、一一五の1の一部、一一五の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
青木字道ノ下	青木字道ノ下のうち一一四九の1から一一四九の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
青木字宮ノ峯	青木字宮ノ峯のうち一一五一の1、一一五一の四から一一五一の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
諏訪字後谷	諏訪字後谷のうち四七三から四七五まで、四七六の1か

福市字青木平	ら四七六の四まで、四七九の1、四七九の2、四八〇から四九五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福市字青木平のうち二三から二六まで、二七の三、三二、三四、三五、三八の一部、四〇の1の一部、四一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
--------	---

廃止する字の名称	青木字三崎谷ノ式、青木字天ヶ谷峯、青木字小ガタ、青木字落田及び諏訪字下ノ野ノ下モ
----------	--

鳥取県告示第二百三十六号

昭和五十四年六月鳥取県告示第五百二十六号（昭和五十四年度地籍調査事業計画の決定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中「〇・九〇」を「〇・七八」に改める。

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、会見地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換

地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び会見町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百三十八号

昭和五十四年八月二十四日付けで北条町から申請のあつた土地改良(園坂地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十九号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(野町地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(福地地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十一号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(奥山上地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百十七	秋末 安司	日野郡日南町萩原二四六番地	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	秋末農園	日野郡日南町萩原

鳥取県告示第二百四十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定に基づき、鳥取県中部森林組合から生産事業者登録証の記載事項に変更があつた旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

	生産事業者の住所	事業所の所在地
変更前	倉吉市越殿町一、四〇九番地	倉吉市山根五四五番地
変更後	倉吉市大原一、〇三四番地一	倉吉市大原一、〇三四番地一

鳥取県告示第二百四十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合
米子市熊党三二三番地一

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第三号

三 認可に係る変更の内容

1 組合の承認を受けて使用できる漁具及び漁法を、地びき網、こい張網、川舟(無動力船に限る。)及びいかだ(これに類するものを含む。)に限定する。

2 その他所要の規定の整備をする。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十五年三月十四日

鳥取県告示第二百四十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、田島土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同

条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

鳥取市田島土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前	変更後
昭和四十九年十月四日から昭和五十五年三月三十一日まで	昭和四十九年十月四日から昭和五十九年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市田島字前田下通り巻、字前田下通り式、字池端田淵通り、字前畑、字宮ノ下、字東土居及び字西土居の各一部並びに字池端中道通りの全部、松並町一丁目の一部並びに田園町三丁目の一部

四 事務所所在地

鳥取市尚徳町一一六番地
鳥取市建設部開発課内

五 設立認可の年月日

昭和四十九年十月一日

六 事業年度

変更前	変更後
昭和四十九年度から昭和五十四年度まで	昭和四十九年度から昭和五十八年度まで

七 公告の方法

鳥取市役所及び三の施行地区周辺の鳥取市の掲示場に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十五年三月十二日

鳥取県告示第二百四十六号

青木団地土地地区画整理事業(第三工区)の施行地区の宅地について、昭和五十五年三月三日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十五年三月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】

